

添付 1

申請者の営む主な事業及びその内容（一般旅客自動車運送事業）

第1号様式（第2条関係）（日本工業規格A列4番）第1表

事業概況報告書

（ 年 月 日から 年 月 日まで）

あて

住 所

事業者名

代表者名（役職名及び氏名）

経営形態及び資本金

経営形態 （該当事項を○で囲むこと）	資本金（基金）の額	発行済株式数
株式会社 合名会社 合資会社 合同会社 組合 個人 地方公共団体 その他	千円	株

主な株主（所有株式数の多い順に5名を記載すること。）

株 主 名	発行済株式総数に対する割合（％）

役員

	役 職 名	氏 名	常 勤 非 常 勤 の 別
取締役（理事）等			
	直近事業年度分から抜粋したもの		
会 計 参 与			
監査役（監事）等			

経営している事業

事業の名称	従業員数（人）	営業収入（売上高）構成比率（％）
	計	100%

記載要領

- 従業員数は、給与支払の対象となった月別支給人員（日雇労働者にあつては、25人日を1人として換算）の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。
- 会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第十二号に規定する委員会設置会社にあつては、「監査役」を「執行役」とすること。

添付 1

申請者の営む主な事業及びその内容（一般貨物自動車運送事業）

第1号様式(第2条関係)

事業者番号

事業概況報告書

年 月 日から 年 月 日まで

あて 住所
事業者名
代表者名
(役職名及び氏名)
電話番号

経営規模

資本金の額又は出資の総額	千円	発行済み株式総額	株
--------------	----	----------	---

主な株主(所有株式の数の多い順に5名を記載すること)

株主名	発行済株式総数に対する割合(%)

直近事業年度分から抜粋したもの

役員

	役職名	氏名	常勤非常勤の別
取締役(理事)等			
会計参与			
監査役(監事)等			

経営している事業

事業の名称	従業員数(人)	営業収入(売上高)構成比率(%)
合計		100%

備考1. 従業員数は、給料支払の対象となった月別支給人員(臨時雇用員にあっては、25人日を1人として換算)の当該事業年度における合計人員を当該事業年度の月数で除した人数とすること。

2. 会社法(平成17年法律第86号)第2条第12号に規定する委員会設置会社にあっては、「監査役」と「執行役」とすること。

貸借対照表

年 月 日現在

事業者名

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
I. 流動資産		I. 流動負債	
現金預金		支払手形	
受取手形		買掛金	
未収運賃		短期借入金	
有価証券		1年以内返済予定の長期借入金	
商品		1年以内償還予定社債	
貯蔵品		未払金	
前払費用		未払費用	
前払金		未払法人税等	
未収還付消費税等			
未収収益			
短期貸付金			
立替金			
		賞与引当金	
繰延税金資産			
その他流動資産			
貸倒引当金			
〈流動資産合計〉		II. 固定負債	
II. 固定資産		社債	
1. 有形固定資産		長期借入金	
車両運搬具		退職給付引当金	
建物		役員退職慰労引当金	
構築物		繰延税金負債	
機械装置		その他固定負債	
工具器具備品		〈固定負債合計〉	
		負債の部合計	
土地		(純資産の部)	
建物仮勘定		I. 株主資本	
(有形固定資産合計)		資本金	
2. 無形固定資産		新株式申込証拠金	
のれん		資本剰余金	
ソフトウェア		資本準備金	
		その他資本剰余金	
(無形固定資産合計)		(資本剰余金合計)	
3. 投資その他資産		利益剰余金	
投資有価証券		利益準備金	
関係会社株式		任意積立金	
出資金		その他利益剰余金	
長期貸付金		(利益剰余金合計)	
長期前払費用		自己株式	
破産更生債権等		自己株式申込証拠金	
		〈株主資本合計〉	
繰延税金資産		II. 評価・換算差額等	
貸倒引当金		その他有価証券評価差額金	
(投資その他の資産合計)		土地再評価差額金	
〈固定資産合計〉		繰延ヘッジ損益	
III. 繰延資産		〈評価・換算差額合計〉	
		III. 新株予約権	
〈繰延資産合計〉		純資産の部合計	
資産の部合計		負債の部・純資産の部合計	

書式は、各社使用のもので可

直近事業年度分から抜粋したもの

運輸安全マネジメントに関する取り組み

〇〇運輸株式会社

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1)社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たします。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2)安全マネジメントを確実に実施し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。
- (3)輸送の安全に関する情報について、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する目標

- (1)事故件数前年比20%削減。
- (2)物損事故を年間5件以下にする。
- (3)今年度、労災事故発生を0件にする。
- (4)物損事故被害金額を年間100万円にする。
- (5)平成23年4月までに、事故削減のために100万円を投資する。

3. 輸送の安全に関する行動計画

- (1)ドライバーへの事故削減研修を年間30時間実施する。
- (2)安全推進委員会を毎月第2月曜日に実施し、安全教育計画に基づいた教育または研修を行う。
- (3)平成22年12月までにデジタルタコグラフを導入し、平成23年1月から運転内容の分析、評価する。
- (4)ドライバー全員からヒヤリハット情報を提出させ、周知する。
- (5)整備点検の記録を残し、安全管理者が1回/週チェックする。
- (6)無事故者に対する表彰を行う。

事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援に限る。)の交付を受けようとする者が同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、他の国の補助金を受けないことを証する書類

国 土 交 通 大 臣 殿

宣 誓 書

当社は、平成 22 年度事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援に限る）において、他の国の補助金（特殊法人を通じての交付を含む）を受けません。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

平成 22 年 5 月 10 日

住 所 東京都〇〇区〇〇1-23-456

事業者名 〇〇〇運輸株式会社

代 表 者 〇〇〇〇

印

〇〇〇運輸株式会社 御中

御 見 積 書

総合計 3,635,000 円
 消費税 181,750 円
 合計 3,816,750 円

住 所 〇〇製作所
 氏名又は名称
 代表者名



支払い条件 検収翌月末現金支払い
 (※消費税は、1円未満切捨てのこと。)

	機器名	型式	数量	単価(円)	金額(円)
車 載 器	デジタコ本体	〇〇〇	20	60,000	1,200,000
	パルス整合器	△△△	20	30,000	600,000
	分岐ハーネス(併設)	×××	20	8,000	160,000
	取付/設定費用	台当り	20	35,000	700,000
	メモリーカード(128MB)	〇×△	20	15,000	300,000
小 計					2,960,000
事 業 所 用 機 器	事務所リダ-ライタ-(USB)	△〇×	1	50,000	50,000
	解析ソフト	×〇△	1	325,000	325,000
	インストール/セットアップ費		1	300,000	300,000
小 計					675,000
合計①					3,635,000
車 載 器					
小 計					0
事 業 所 用 機 器					
小 計					0
合計②					0
総合計(①+②)					3,635,000

デジタル式運行記録計及び映像記録型ドライブレコーダー見積り仕様書

項目	仕様	
デジタル式運行記録計の場合	<p>車載器</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 時計が取り付けられており、時間情報を取得できること。 2. 瞬間速度及び走行距離についての情報を取得できること。 3. 適切なタイミングで警報音等により運転者の安全運転を支援できること。 4. 以下の情報について、車載器を介して、運転診断結果を出力できること。 なお、車載器から出力できない場合には、事業所用機器を介して出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・一運行の中での急発進・急加速に関する情報 ・一運行の中での一定時間以上のアイドリングの継続に関する情報 ・一運行の中でのあらかじめ設定した安全速度を越えた走行に関する情報 <ol style="list-style-type: none"> 5. デジタル式運行記録計の型式指定(第Ⅱ編または第Ⅲ編)を受けている機器 	
	<p>事業所用機器</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 以下の情報について、運行診断結果を車載器から出力できない場合に、車載器で取得した情報をカードリーダーや分析ソフトを介して出力できること。 <ul style="list-style-type: none"> ・一運行の中での急発進・急加速に関する情報。 ・一運行の中での一定時間以上のアイドリングの継続に関する情報。 ・一運行の中でのあらかじめ設定した経済速度を越えた走行に関する情報。 <ol style="list-style-type: none"> 2. 当該分析ソフトにおいて映像型ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できるもの。 3. 運行日報等、運行の結果等が一覧で出力できること。 	
	ドライブレコーダーの場合	<p>車載器</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後の一定時間の画像を撮影できること。 2. 撮影情報等を記録、出力することができること。 3. 十分な耐久性があること。 4. 品質が保証され、保証期間が定められていること。 5. 機械的動作が円滑であること。 6. 時間情報を取得できること。 7. デジタル式運行記録計の分析ソフトにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること。
		<p>事業所用機器</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当該ドライブレコーダーにより記録された情報を当該分析ソフトを用いることにより安全運転に関する指導に活用できること。

添付7

貸与料金算定根拠明細書

(貸与会社)

印

通称名： _____

型式： _____

貸与先： _____

貸与月数： _____ ヶ月

単位：円、消費税抜き

項目	通常料金	補助金適用料金	備考
機器価格			
補助金	0	▲	
小計			
諸税等			
諸経費			
小計			
金利			
手数料			
小計			
残存価格	▲	▲	
合計			
貸与料月額			

添付8

補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であって、当初のリース契約期間が5年に満たない場合にあつて、その契約期間満了後も取得より5年を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことが確実に見込まれることを証する書類

国 土 交 通 大 臣 殿

宣 誓 書

株式会社〇〇リース（以下、「甲」という。）と、株式会社××運送（以下、「乙」という。）は、事故防止対策支援推進事業の補助対象となる機器を、当初のリース契約満了後においても、取得より5年を超えるまでの間、引き続きリース契約を締結します。

以上のとおり相違ないことを宣誓いたします。

平成 年 月 日

住所

甲 会社名 株式会社〇〇リース

代表取締役 印

住所

乙 会社名 株式会社××運送

代表取締役 印

添付9

特定特措法事業計画認定の申請または予定していることを証明する書類

平成 年 月 日

国土交通大臣 前原 誠司 殿
又は
北海道運輸局長 尾澤 克之 殿

住所
氏名又は名称
代表者名
連絡先
申請担当者

申請書のコピー

特定事業計画の認定申請書

特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法(平成21年法律第64号)第11条第1項の規定に基づき、特定事業計画の認定を申請いたします。

○認定を申請する特定事業計画:別紙1(から○まで)のとおり

○添付資料

- ・特定事業に必要な資金の見積書
- ・○○○○

第1号様式（第4条関係）

印

番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住 所 ○○県○○市○○1-1-1
氏名及び名称 ○○運輸株式会社
代表取締役

印

自動車事故対策費補助金交付申請書

平成 年度自動車事故対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

- 補助対象事業の種別 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業
- 補助対象事業の内容 **別紙1**平成22年度自動車運送事業の安全・円滑化総合対策事業計画書のとおり
- 補助対象経費 金 円
内訳は**別紙2**平成22年度自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業経費所要額調書のとおり
- 補助金交付申請額 金 円
- 添付書類
 - 申請者の営む主な事業及びその内容：**添付1**のとおり
 - 申請者の資産及び負債に関する事項：**添付2**のとおり
 - 補助対象事業に関する収支予算書
 - その他補助金の交付に関して参考となる書類
 - 交付要綱別表（注）12.の事項（安全マネジメント）について記載した書類：**添付3**のとおり
 - 事故防止対策支援推進事業の交付を受けようとする者が中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者であることを証する書類：**添付1**のとおり

③事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援に限る。）の交付を受けようとする者が同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、他の国の補助金を受けないことを証する書類：添付4のとおり

④補助対象経費の算出の基礎となる見積書：添付5のとおり

⑤補助対象経費の算出の基礎となる仕様書：添付6のとおり

（申請者がリース事業者の場合に限り提出するもの）

⑥貸与料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、受けた場合の金額を併記すること）：添付7のとおり

⑦当初のリース契約期間が5年に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より5年を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸渡すことが確実に見込まれることを証する書類：添付8のとおり

（必須ではないが、あれば添付するもの）

⑧「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業者の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）」第11条に定める事業認定を受けた者、事業認定申請を提出した者又は事業認定申請を予定している者である場合には、それらを証明することができる書類：添付9のとおり

（注）ア．申請者が地方公共団体である場合には、(1)及び(2)の書類を除く。

イ．申請者が独立行政法人自動車事故対策機構である場合には、(1)、(2)及び(3)の書類を除く。

ウ．(4)の「参考となる書類」の提出部数は2部とする。

（日本工業規格 A列4番）

【交付申請書(第1号様式)に添付する事業計画書の様式(事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)に限る)

別紙7

別紙1 平成22年度 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業計画書

1. 補助申請に係る事業の名称

デジタル式運行記録計の取得

又は

映像記録型ドライブレコーダーの取得

該当する内容を記載。両方の機器を導入する場合は、両方記載。

2. 補助対象経費の区分

事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)

3. 補助申請に係る事業の内容

車載機

営業所	取付ける車両(計〇台)	導入する機器(計〇台)	型式名
〇〇営業所	足立×× 1 1 1 1	〇〇製作所製デジタコ△△	自 TD-××
	足立×× 2 2 2 2	同上	同上
	足立×× 3 3 3 3	同上	同上
	足立×× 4 4 4 4	同上	同上
	足立×× 5 5 5 5	同上	同上
△△営業所	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・
	・	・	・

事業所用機器

営業所	事業所用機器名	導入台数	
〇〇営業所	解析ソフト〇〇	1	
	カードリーダー	1	
△△営業所	解析ソフト△△	1	
	カードリーダー	1	

(注) 導入車両数が多い場合は、別の紙に記載してもよい。

4. 補助事業の着手(予定)期日及び完了予期日、その他事業の遂行に関する計画
事業実施予定表

	前年度まで	補 助 年 度				翌年度以降
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
デジタル式 運行記録計 の取得	導入なし	○契約 6月○日	○車両への 取り付け開 始日 7月12日 ○車両への 取り付け完 了日 8月20日 ○事務所へ の 設置日 9月01日			23年度10台 導入予定

【交付申請書（第 1 号様式）に添付する事業経費所要額等調書の様式（事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援）に限る。）】

別紙 8

別紙 2 平成 22 年度 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業経費所要額等調書

1. 補助対象経費の配分及び使用方法

単位：円

経 費 名	経費配分額	経 費 使 用 明 細 書		
		機 器 名	台数	単 価
デジタル式運行 記録計の取得	3,635,000	デジタル本体	20	60,000
		ハルス整合器	20	30,000
		分岐ハーネス	20	8,000
		取付／設定費用	20	35,000
		メモリーカード [※] (128MB)	20	15,000
		事務所リーダー・ライター(USB)	1	50,000
		解析ソフト	1	325,000
		インストール/セットアップ [※] 費	1	300,000

※経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書は別途添付資料の「補助対象経費の算出の基礎となる見積書」「同 仕様書」を参照。

2. 収入等予定額明細表

単位：円

負 担 区 分	金 額	備 考
① 国庫補助金申請額	1,116,666	
② ① 以外の者の負担額	0	
② 補助事業者の負担額	2,518,334	(負担方法) 現金一括
合計(=補助対象経費 配分額合計)	3,635,000	

3. 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

①デジタル式運行記録計に係る車載器の補助対象経費=2,960,000円（車載器20台分）

②デジタル式運行記録計に係る事務所機器の補助対象経費=675,000円

③デジタル式運行記録計に係る車載器の補助率=1/3もしくは上限7万円/1台あたり

④デジタル式運行記録計に係る事務所機器の補助率=1/3もしくは上限130,000円/1台あたり

補助金額=①×③+②×④……において、②×④は上限金額130,000円を適用

=2,960,000円×1/3+130,000円

=1,116,666円

平成22年度事故防止対策支援推進事業 (運行管理の高度化に対する支援) 募集要領

1. 補助事業の概要

(1) 補助内容

デジタル式運行記録計及びドライブレコーダーの導入に対する支援

(2) 補助対象事業者

① 一般乗合旅客自動車運送事業、一般貸切旅客自動車運送事業、一般乗用旅客自動車運送事業、特定旅客自動車運送事業、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に掲げる中小企業者である者

（注）中小企業基本法第2条第1項第1号：資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第4号までに掲げる業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

② ①に該当する者にデジタル式運行記録計又は映像記録型ドライブレコーダーを貸し渡す者（リース事業者）

(3) 補助対象機器

① デジタル式運行記録計

（機能要件）

国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅱ編）の型式指定を受けている機器等又は国土交通大臣によるデジタル式運行記録計（第Ⅲ編）の型式指定を受けている機器及び当該デジタル式運行記録計を利用するのに必要となる機器等のうち、ソフトウェアにより、運行管理及び安全運転の指導に活用できるものであって、当該ソフトウェアにおいて映像記録型ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できるもの。

（具体的な補助対象）

- デジタル式運行記録計に係る車載器の取得費
- デジタル式運行記録計に係る事業所用機器の取得費

（注）デジタル式運行記録計に係る車載器：運行データを作成するために必要なセンサー、運行データを作成するための装置、センサーと運行データを作成するための装置を接続する部分、事業所用機器に運行データを記録又は伝達する

ための装置等で構成される一連の機器

(注) デジタル式運行記録計に係る事業所用機器：運行データを事業所で読み出すための専用の読取装置、運行データを分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

② 映像記録型ドライブレコーダー

(機能要件)

次に掲げる機能を有するものとする。

- (1) 急ブレーキ、事故等により強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影できること。
- (2) 撮影情報等を記録、出力することができること。
- (3) 十分な耐久性があること。
- (4) 品質が保証され、保証期間が定められていること。
- (5) 機械的動作が円滑であること。
- (6) 時間情報を取得できること。
- (7) 「(3) 補助対象」に規定するデジタル式運行記録計のソフトウェアにおいて当該ドライブレコーダーにより記録された情報を活用できる機能を有すること。
- (8) 当該ドライブレコーダーにより記録された情報をソフトウェアを用いることにより安全運転に関する指導に活用できること。

(具体的な補助対象)

- 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器の取得費
- 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器の取得費

(注) 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器：加速度等を検知するためのセンサー、強い加速度等が発生した場合にその前後一定時間の画像を撮影する装置、撮影した情報、撮影を行った時間、撮影を行った時点の加速度等を記録又は伝達するための装置、センサー及び画像を撮影する装置と撮影した情報を記録又は伝達するための装置を接続する部分等で構成される一連の機器

(注) 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器：車載器において記録又は伝達した撮影情報等を事業所で読み出すための専用の読取装置、撮影情報等を分析し、運行管理及び安全運転の指導に活用するためのソフトウェア等で構成される一連の機器（電子計算機、印刷用機器は除く。）

(4) 補助率

取得に要する経費の1/3（ただし、補助限度額を下記の通り定める。）

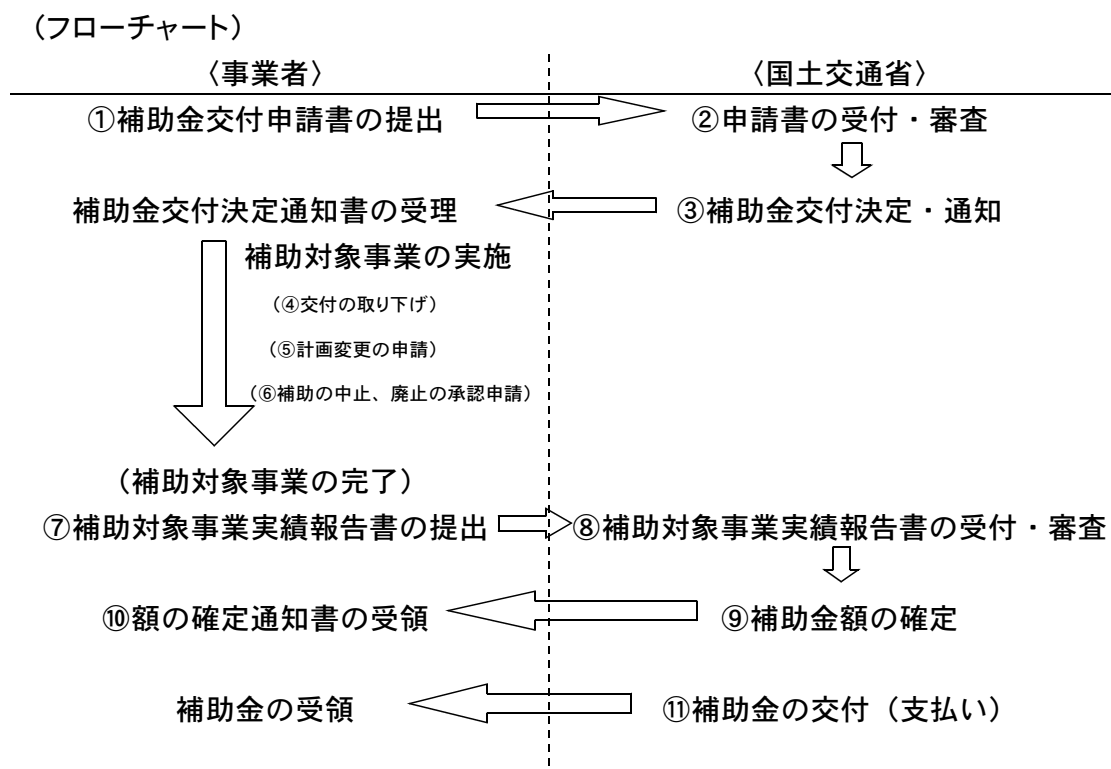
- ① デジタル式運行記録計に係る車載器1台あたり：7万円
- ② デジタル式運行記録計に係る事業所用機器1台あたり：13万円
- ③ 映像記録型ドライブレコーダーに係る車載器1台あたり：3万円
- ④ 映像記録型ドライブレコーダーに係る事業所用機器1台あたり：5万円
- ⑤ デジタル式運行記録計と映像記録型ドライブレコーダーを同時に購入する場合（デジタル式運行記録計であって、カメラ等を付加し、映像記録型ドライブレコーダーに相当する機能を有することとなったものを含む。）：車載器1式当たり10万円、事業所用機器一式当たり18万円とする。

(5) 補助採択の方針

- ① 補助対象事業者は、当該補助金の交付申請を行う場合は、次の各号に掲げる要件を満たさなければならない。
 - (1) デジタル式運行記録計を導入する場合は、単年度5台以上導入すること。
 - (2) 映像記録型ドライブレコーダーを導入する場合は、単年度5台以上導入すること。
 - (3) 補助対象者が自動車運送事業者（リース契約の相手方となる場合を含む。）の場合は、旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画を策定すること
 - (4) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先へのリース料金の総額について、補助金の適用を受けない場合の通常料金の総額と受けた場合の料金の総額との差額が、補助金額を上回ること。
 - (5) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、補助対象となる機器のリース期間が原則として5年を超えることとし、リース契約期間が5年に満たない場合は、その契約期間満了後も取得から5年間を超えるまでの間補助対象となる自動車運送事業者が当該機器を確実に貸し渡すことが見込まれること。
 - (6) 同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。）を受けないこと。
 - (7) 補助金交付申請書の提出から契約まで一ヶ月以上の期間があり、かつ、平成23年3月31日までに取り付けされるもの
 - (8) 補助事業完了後、国土交通省より補助事業実施に係る調査を行う場合があり、その場合は調査に協力すること。
- ② 補助対象事業者が一般乗用旅客自動車運送事業者（リース事業者の貸し渡し先が一般乗用旅客自動車運送事業者である場合も含む。）である場合は、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措

置法（平成21年法律第64号）」第11条に定める特定地域における特定事業計画の認定（以下「事業認定」という。）を受けた者、事業認定申請を提出した者、又は事業認定申請を予定している者については、交付予定枠の内定について優先採択するよう配慮するものとする。

2. 補助金交付までの流れ



① 補助金交付申請書の提出

補助金の交付申請をしようとする補助対象事業者は、下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。

- (1) 交付要綱第1号様式
- (2) 実施要領の別紙7及び8
- (3) 旅客自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1087号）又は貨物自動車運送事業に係る安全マネジメントに関する指針（平成18年9月19日付国土交通省国自第1090号）に基づく安全マネジメントに関する基本的な方針、輸送の安全に関する目標・計画について記載した書類（補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあっては、貸し渡し先の自動車運送事業者が作成したもの）
- (4) 申請者の営む主な事業及びその内容並びに申請者の資産及び負債についてわかる書類（補助金の交付を受けている者が自動車運送事業者の場合にあっては、旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年3月31日運輸省令第21号）

第2条又は貨物自動車運送事業報告規則（平成2年11月29日運輸省令第33号）第2条に掲げる営業報告書（以下「営業報告書」という。）の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの、リース事業者の場合は、会社の登記簿謄本、定款の写し、直近の事業年度末における貸借対照表など）

- (5) 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者の場合にあつては、貸与料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること）
- (6) 補助金の交付を受けようとする者がリース事業者であつて、当初のリース契約期間が5年に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より5年を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類
- (7) 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援に限る。）の交付を受けようとする者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者であることを証する書類（営業報告書の直近事業年度分から必要部分を抜粋したもの等）
- (8) 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援及び社内安全教育の実施に対する支援に限る。）の交付を受けようとする者（リース事業者の場合は、当該補助対象機器の貸し渡し先の自動車運送事業者）が一般乗用旅客自動車運送事業者で、「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）」第11条に定める事業認定を受けた者、事業認定申請を提出した者又は事業認定申請を予定している者である場合は、それらを証明することが出来る書類
- (9) 事故防止対策支援推進事業（運行管理の高度化に対する支援に限る。）の交付を受けようとする者が、同一事業において、他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けていないこと及び当該補助金の交付を受ける場合には、他の国の補助金を受けないことを証する書類
- (10) その他参考となる書類

その他に、申請者の担当者名、連絡先住所、連絡先電話番号、連絡先ファックス番号、連絡先メールアドレス及び補助金の振り込み先（口座住所、口座住所のふりがな、口座名義、口座名義のふりがな、振込先金融機関及び支店名、預金種別、口座番号）を記載した書類並びに補助金の振込先口座の通帳の口座番号等が記載されたところのコピーを提出すること。

② 申請の受付、審査

補助対象事業者から申請書の提出があつたとき、各地方運輸局において申請書の受付、受理を行った後に国土交通省自動車交通局安全政策課に進達し、国土

交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行う。

③ 補助金交付決定、通知

国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めるときは、予算の範囲内において、別表の定めるところにより交付決定を行う。この場合において、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該交付決定を行うものとするほか、交付決定に際して、必要な条件を付すことが出来る。

また、交付決定をしたときは、すみやかにその決定の内容を自動車事故対策費補助金交付決定通知書により事業者へ通知するものとする。

④ 交付申請の取下げ

補助金の交付決定を受けた事業者は、補助金の決定の内容又はその条件に不服があるときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内に、交付要綱の別紙第3号様式による自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書を提出することで、補助金の申請を取り下げる事が出来る。

⑤ 計画変更の申請

事業者は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときは、次項に掲げる軽微な変更を除き、あらかじめ交付要綱の別紙第4号様式による補助対象事業の計画変更承認申請書を提出して、その承認を受けなければならない。

⑥ 補助の中止、廃止の申請

事業者は、補助対象事業を事情の変更により中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ交付要綱の別紙第5号様式による補助対象事業の中止（廃止）承認申請書を大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

⑦ 補助対象事業実績報告書の提出

事業者は、補助対象事業が完了した日から1ヶ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに下記の書類に必要事項を記載のうえ最寄りの各地方運輸局に提出すること。

(1) 交付要綱第7号様式

(2) 実施要領別紙9

(3) 補助対象事業の実施に要した経費を支出したことを証する書類（当該支出の方法については、振込、現金又は小切手によるものを原則とするが、振出日から3か月以内に支払期日（満期日）が到来する約束手形（本人手形に限る。）についても認めることとする。なお、相殺（債権債務の相殺消去）によるもの

は認めない。)

- (4) 補助対象事業の実施に要した経費を預貯金口座から支出したことを証する通帳の写し又は振込証明書の写し
- (5) 補助対象機器の納品書の写し
- (6) 購入・整備した補助対象機器の写真（車載器は車に設置されている状態、事業所用機器は事務所に設置されている状態がわかる写真）
- (7) 補助対象事業者がリース事業者である場合は、賃貸契約書の写し及び貸与料金の算定根拠明細書（補助金の適用を受けない場合の金額と、補助金の適用を受けた場合の金額を併記すること。）並びに当初のリース契約期間が財産の処分の制限期間に満たない場合は、その契約期間満了後も取得より財産の処分の制限期間を超えるまでの間自動車運送事業者へ当該補助対象となる機器を貸し渡すことが確実に見込まれることを証する書類
- (8) その他参考となる書類

⑧ 補助対象事業実績報告書の受付・審査

補助対象事業者から報告書の提出があったとき、各地方運輸局において申請書の受付、受理を行った後に国土交通省自動車交通局安全政策課に進達し、国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行う。

⑨ 補助金額の確定

国土交通省自動車交通局安全政策課において所要の審査を行い、補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、自動車事故対策費補助金の額の確定通知書を当該事業者に通知するものとする。

⑩ 額の確定通知書の受領

事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けた場合は、交付要綱の別紙第9号様式による自動車事故対策費補助金請求書を提出するものとする。

3. 補助金交付申請書の受付期間

本年度の補助金交付申請書の受付期間は、平成22年5月10日～平成22年5月31日（予定）までとする。

4. 注意事項

補助金の申請受付期間中の申請状況において予算枠に達した場合には、その日をもって受付を締め切ることとする。また、その旨については、翌日公表するものとする。

5. 補助金交付申請の窓口

補助金交付申請の窓口は下記の各運輸局で行っております。

- 北海道運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：011-290-2754）
- 東北運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：022-791-7534）
- 北陸信越運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：025-244-6114）
- 関東運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：045-211-7256）
- 中部運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：052-952-8044）
- 近畿運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：06-6949-6454）
- 中国運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：082-228-9141）
- 四国運輸局自動車技術安全部整備保安課（電話：087-835-6372）
- 九州運輸局自動車技術安全部保安環境課（電話：092-472-2546）
- 沖縄総合事務局運輸部陸上交通課（電話：098-866-1836）

【交付申請書(第1号様式)に添付する事業計画書の様式(事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)に限る。)】

別紙7

別紙1 平成 年度 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業計画書

1. 補助申請に係る事業の名称

- デジタル式運行記録計の取得
- 映像記録型ドライブレコーダーの取得

2. 補助対象経費の区分

- 事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)

3. 補助申請に係る事業の内容

- 補助申請者が自動車運送事業者の場合：配置する営業所、車両数、車両番号、導入する機器の型式と台数等を明記すること。必要に応じ、表形式を用いること。
- 補助申請者がリース事業者の場合：当該補助対象機器の貸し渡し先である自動車運送事業者の名称、所在地、配置する営業所、車両数、車両番号、導入する機器の型式、台数、貸し渡しする期間等を明記すること。必要に応じ、表形式を用いること。

4. 補助事業の着手(予定)期日及び完了予定期日、その他事業の遂行に関する計画

事業実施予定表

	前年度まで	補 助 年 度				翌年度以降
		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	
デジタル式 運行記録計 の取得	(年度ごとの導入 車両数を記入)	(契約、車両への取付日、事務所への設置日等を記入)				(年度ごとの導入予 定車両数を記入)
映像記録型 ドライブレ コーダーの 取得						

【交付申請書(第1号様式)に添付する事業経費所要額等調書の様式(事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)に限る。)】

別紙8

別紙2 平成 年度 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業経費所要額等調書

1. 補助対象経費の配分及び使用方法

経費名	経費配分額	経費使用明細書		
		機器名	台数	単価
デジタル式運行記録計の取得	0,000,000			00,000
映像記録型ドライブレコーダーの取得	0,000,000			00,000

*経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

2. 収入等予定額明細表

負担区分	金額	備考
① 国庫補助金申請額	0,000,000	
② ①③以外の者の負担額	0,000,000	
③ 補助事業者の負担額	0,000,000	(負担方法を記入)
合計 (=補助対象経費配分額合計)	0,000,000	

3. 交付を受けようとする補助金の額の算出基礎

例；補助金額 〇〇〇〇〇円

内訳 所定の補助率による補助金額の計算式(補助対象経費×補助率=補助金額)



【事業実績報告書(第7号様式)に添付する報告書の様式(事故防止対策支援推進事業(運行管理の高度化に対する支援)に限る。)】

別紙9

別紙 平成 年度 自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業実績報告書

1. 補助事業に要した経費

経費名	経費配分額	経費使用明細書		
		機器名	台数	単価
デジタル式運行記録計の取得	0,000,000			00,000
映像記録型ドライブレコーダーの取得	0,000,000			00,000

*経費使用明細書の根拠となる見積書、仕様書等を添付すること。

2. 収入等予定額明細表

収入区分	金額	内訳	
		収入済額	収入未済額
① 国庫補助金申請額	0,000,000	0,000,000	0,000,000
② ①③以外の者の負担額	0,000,000	0,000,000	0,000,000
③ 補助事業者の負担額	0,000,000	0,000,000	0,000,000
合計(=補助対象経費配分額合計)	0,000,000	0,000,000	0,000,000

※国庫補助金の額の算出基礎

例：補助金額 〇〇〇〇〇円

内訳 所定の補助率による補助金額の計算式(補助対象経費×補助率(1/3)＝補助金額)

3. 完了した補助対象事業の概要



番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

印

自動車事故対策費補助金交付申請書

平成 年度自動車事故対策費補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、別紙関係書類を添えて申請します。

1. 補助対象事業の種別
2. 補助対象事業の内容
3. 補助対象経費 金 円
4. 補助金交付申請額 金 円
5. 添付書類

- (1) 申請者の営む主な事業及びその内容
- (2) 申請者の資産及び負債に関する事項
- (3) 補助対象事業に関する収支予算書
- (4) その他補助金の交付に関して参考となる書類

(注) ア. 申請者が地方公共団体である場合には、(1)及び(2)の書類を除く。

イ. 申請者が独立行政法人自動車事故対策機構である場合には、(1)、(2)及び(3)の書類を除く。

ウ. (4)の「参考となる書類」の提出部数は2部とする。



番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

印

自動車事故対策費補助金交付申請取下届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条の規定に基づき、下記の事項に不服があるので取下げます。

記

1. 補助金の額 金 円
2. 交付申請年月日
3. 不服のある交付決定内容又は交付決定に付された条件
4. 同上理由

（注）（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A列4番）



番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称 印

補助対象事業の計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）の（内容・経費の配分）を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記のとおり変更したいので申請します。

記

1. 変更事項及びその内容
2. 変更する理由
3. 補助金交付申請書(写)に変更する部分を上段に（ ）書きで2段書きした書類
4. その他必要な書類

(注)ア. 記4.の「その他必要な書類」の提出部数は2部とする。

イ.（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A列4番）



番 号
年 月 日

国土交通大臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称 印

補助対象事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第7条の規定に基づき、下記の事由により同事業を（中止・廃止）したいので申請します。

記

1. 補助対象事業を中止（廃止）する理由
2. 補助対象事業を中止する期間及び再開後の完了年月日
3. その他必要な書類

（注）ア．記3.の「その他必要な書類」の提出部数は2部とする。

イ．（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

（日本工業規格 A列4番）

国土交通大臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

印

補助対象事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）
については、下記のとおり事故が発生したので、報告します。

記

1. 事故の種類
2. 事故の主な原因
3. 事故に対する補助対象事業者の対処方針
4. 事故に伴い経費の配分に変化がある場合はその内容

(注) () の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

国土交通大臣 殿

申請者 住 所
氏名及び名称

印

補助対象事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）を完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第14条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助対象経費 金 円
2. 補助金充当予定額 金 円
3. 完了した補助対象事業の概要
4. その他参考となる事項

（注）（ ）の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。

支出官

国土交通省大臣官房会計課長 殿

申請者 住 所

氏名及び名称

印

自動車事故対策費補助金請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった平成 年度自動車事故対策費補助金に係る補助対象事業（ ）については、下記のとおり支払を請求いたします。

記

1. 請 求 額 金 円
2. 受 取 人 住所
(口座名義人) 氏名
3. 振込先金融機関及び支店名
4. 預 金 種 別
5. 口 座 番 号

- (注)ア. 概算払いの場合については、表題の「請求書」の前に「概算払」の文字を入れ、文中の「額の確定」を「交付決定」に変更すること。
イ. () の空欄は、第3条関係の別表の補助対象事業名を記載すること。
ウ. 記2.の受取人は、上段にカタカナで振り仮名を付けること。

申請者：〇〇〇運輸株式会社

1. 住所及び連絡先

- ① 担当者名 : 〇〇 〇〇
② 連絡先住所 : 〒123-4567 東京都〇〇区〇〇〇〇
③ 連絡先電話番号 : 03- -
④ 連絡先FAX : 03- -
⑤ 連絡先メールアドレス : 〇〇〇〇@〇〇.co.jp

2. 補助金の振込み先

(ふりがな) とうきょうと〇〇く〇〇〇〇

- ① 口座住所 : 〒123-4567 東京都〇〇区〇〇〇〇
② 振込先金融機関 : 〇〇銀行 〇〇支店
③ 預金種別 : 普通
④ 口座番号 : - - - -

3. 補助金の振込先口座の通帳口座番号等が記載されたところのコピー

(通帳のコピーをこちらに貼り付けてください。)